

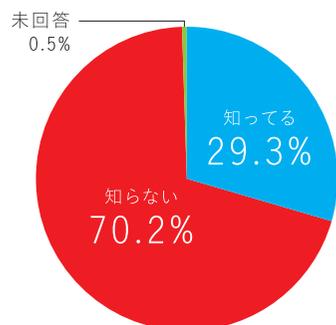
それなのに・・・

ワークルールに関する労使の 知識・理解不足

各種アンケート調査によれば、ワークルールに関する
労使双方の知識・理解が不足しているという現状が
明らかとなっています。

割増賃金に関する学生の認識度

(平成25年2月1日 沖縄労働局発表)

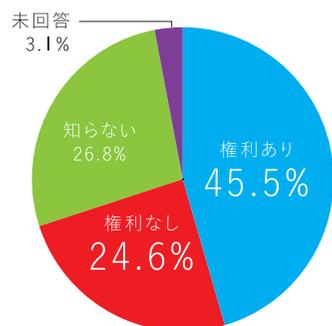


「父親は育児休業を請求できるか。」

中小企業経営者へのアンケート

村中孝史、T・h・トーマンドル編著

「中小企業における法と法意識 日欧比較研究」・京都大学学術出版会



今こそ、
ワークルール教育推進法制定を！

健全な労使関係の構築を目指して

私たちは、

ワークルール 教育推進法

の制定を目指しています！

日本労働弁護団

東京都千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館内

電話番号：03-3251-5363

FAX番号：03-3258-6790

<http://roudou-bengodan.org/>

日本労働弁護団

雇用をめぐる現状

労働トラブルの増加

厚生労働省に寄せられた労働相談件数
60万件(2002年度)→100万件超(2008年度)。
以後2012年まで5年連続で100万件超

裁判所での労働事件の合計件数
3077件(2002年)→7554件(2012年)

10年で
2倍以上!

パワハラ・セクハラ、長時間労働やそれ
に基づく過労死も増加の一途…

若者使い捨て企業(「ブラック企業」)の横行

若者を大量に採用して使い捨て、次々と離職に
追い込む「ブラック企業」が増加。労働者の生活と
健康が破壊されるだけでなく、健全な企業や
社会全体にとっても大きな損失に…

法律関係の多様化・複雑化

近年、雇用機会均等法、パートタイム労働法、
高年齢者雇用安定法等の法律の新設・改正が
相次いでいます。

労働者・使用者ともに、自己に関する法律を
知っておく必要性が益々高まっています。

ワークルール教育って なんですか？

働くこと＝ワークに関するルールを学生、労働者、使用者に
教育するものです。

それが、働く上でのトラブルを予防し、健全な労使の関係を
築くことにつながります。

さらに労使間に問題が生じたときの解決法なども教育
内容となります。

ワークルール教育を受けるのは 国民の権利です！

憲法27条は、国民の勤労の権利を保障し、憲法26条は
国民の教育を受ける権利を保障しています。

働くこと及び教育を受けることが国民の基本的な人権で
ある以上、ワークルールに関する教育を受けることもまた、
国民の基本的な人権であると言えます。

ですから、国は、国民に対し、十分なワークルール教育を
行うべき憲法上の責任を負っているのです。

ワークルール教育を保障する 法律がありません！

わが国の労働現場においてはワークルールに関する知識・
理解が不十分なため様々な問題が起きています。

ワークルール教育推進法があれば、それらの問題が
発生することを防ぎ、いざ問題が発生したときもそれを
解決することができるのです。

ワークルール教育推進法って どんな法律？

どんなことを目指すの？

「誰でも」・「いつでも」・「どこでも」学ぶことができる
体制を作ります！

権利・義務の正しい理解だけでなく、実際に役に
立つ教育をします！

どんなことをするの？

学校、大学、職場、地域において、対象者に応じた、
実社会で役に立つ教育を実施します！

労働者の義務や自己責任が過度に強調されない
教育を行います！

「わかりやすく役に立つ教材」を作ります！

必要な費用を賄うため、国に財政上の措置を義務づけます！

労働組合や使用者の理解と 協力の下に進めます！

ワークルール教育の普及にあたっては労働の現場に
携わる労働組合や使用者の理解・協力が欠かせません。